

2020年4月20日

在留外国人のお客さまの「在留期間」の確認等および在留外国人のお客さまで長期間にわたり口座を使用していないお客さまへのお取引の制限について

経済・金融サービスのグローバル化が進み、マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策が、日本国内のみならず国際社会においても重大な課題とされる中、金融庁は2018年2月に、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、ガイドラインといいます）を策定・公表しました。

1. 在留外国人のお客さまの「在留期間」の確認等について

当行では、本ガイドラインに基づき、現在、既に預金取引がある在留外国人のお客さまへ、当行に届出いただいているご住所へ、在留期間の満了日や在留資格の更新状況等を確認するための確認書（＜在留期限・在留資格およびお取引目的・ご職業等のご確認＞）を随時郵送させていただいております。その際は、確認書にご記入をいただき、在留カードの写しをご同封の上、ご返送をお願いします。

なお、当行所定の期日までに更新状況等のご回答をいただけない場合、口座のお取引を制限する場合があります。お客さまのご理解とご協力をお願いいたします。

2. 在留外国人のお客さまで長期間にわたり口座を使用されていないお客さまへのお取引の制限について

当行では、本ガイドラインに基づき改定された預金規定に従い、下記の条件に該当するお客さまの預金口座のお取引を停止させていただきます（停止日 4月27日）。

お取引停止の対象となる口座	3年以上取引がない口座
---------------	-------------

なお、お取引が制限された口座は、お近くの中京銀行において最新の在留カードの提示によりお取引の再開ができます（口座利用を再開する理由等をお聞き取りさせていただきます）。お客さまのご理解とご協力をお願いいたします。

以上